

【別添1】

2017年度対日投資アドバイザー（韓国）

業務委託先公募要領

2017年4月12日

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ソウル事務所長 保科 聡宏

日本貿易振興機構ソウル事務所（以下「ジェトロ」という）では、韓国企業の対日投資案件発掘のため、韓国にて対日投資相談、案件発掘に関する業務委託ができる個人事業者または法人を募集いたします。応募を希望される場合は、下記の要領に基づき応募書類をご提出ください。

記

1. 事業目的：

対日拠点設立に関心がある韓国企業を発掘するため、当該分野専門家による対日投資相談および具体的な案件発掘に係る業務支援を行う。

2. 業務委託内容：

(1) 担当業務： 対日投資誘致活動

(2) 対象国（カバーエリア）：大韓民国

(3) 業務内容 <仕様書は別紙のとおり>

- ① 韓国企業への対日投資関連情報の提供、候補案件のリストアップ（月5件以上）
- ② 新規案件発掘およびジェトロサービス申請に係る関連書類の提出
- ③ 既存案件のフォローアップおよび成功認定への手続き
- ④ 対日投資セミナーに参加企業の募集活動及び相談の対応

(4) 報告書提出：月次報告書を作成し、ジェトロソウル事務所に提出する（別途形式指定）。

(5) その他：必要に応じて業務出張を要請する可能性がある。出張経費はジェトロが負担する。

3. 使用言語： 日本語、韓国語

4. 募集人数： 1者

5. 業務委託料

(1) 本契約に基づき支払われる業務委託料は出来高払いとし、年間 37,470,000 ウォン（税込み）を超えないものとする。

(2) 交通費・電話代・コピー代など事務経費については、業務委託料に含むものとし、ジェトロは負担しない。その他、ジェトロの指定する場所において業務が実施される場合、実施に係る交通費についてはジェトロの負担とすることができる。

(3) 日本国内において実施された業務については、日本の税法に基づき所得税（公募開始日時点 20.42%）が課税される。所得税はジェットロが源泉徴収する。但し、免税・減税対象国を除く。

(4) 業務別の単価は以下のとおり。

①案件発掘報酬：月 110 万ウォン（税込み）

- 関心企業への情報提供・候補案件のリストアップ：月 5 件以上

②成果報酬（全て本部認定基準）

・新規案件発掘およびジェットロサービス申請企業をジェットロ本部が新規案件で認定する場合：
1 件当たり 55 万ウォン（税込み）

・ジェットロの既存登録案件企業へのフォローアップ実施後、ジェットロ本部がフォローアップを
認定する場合：1 件当たり 55 万ウォン（税込み）

・成功認定（Bronze 案件基準）：1 件当たり 110 万ウォン（税込み）

・対日投資セミナー開催の場合、対日投資進出有望企業の参加誘導：
対日投資アドバイザーの勧誘及び広報活動（メール、電話、訪問等）を通じて
当日セミナーに参加した場合、1 社当たり 55,000 ウォン（税込み）

※韓国内の出張旅費は、事前申請および確認を通じて、ジェットロ規程に基づき出張経費（交通費、宿泊費など）をジェットロが負担することができる。

※ジェットロが要請した日本国内でのアドバイスをこなう場合、ジェットロ規程に基づき出張経費（交通費、宿泊費など）をジェットロが負担する。

6. 委託料の支払い方法

- (1) 月単位の報告書などの確認がとれた後、ジェットロは確定した金額を受託者に通知する。
- (2) 受託者は同通知額に基づき、支払請求書（税金計算書含む）をジェットロに送付。
- (3) ジェットロは同請求額を指定された受託者の口座に韓国ウォン建てで支払う。

7. 応募資格：以下の基準をすべて満たすこと。

- (1) 法人の場合は韓国に現地法人又は支店を有し、従事予定者はソウルに居住していること。個人事業者の場合はソウルに居住していること。
- (2) 事業に必要とされる専門性と申請者の専門分野が合致していること。
- (3) 当該専門分野での業務経験が 3 年以上であること。
- (4) 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (5) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (6) 本事業及び他ジェットロ事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。
- (7) 健康状態が良好であること。
- (8) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、ジェットロからの要望に素早く対応できること。
- (9) 必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。

8. 応募方法：別添の「応募申請書」に必要事項を記入のうえ、ジェトロソウル事務所宛に郵便または持参で提出してください。応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

9. 選考方法：

(1) 第一次選考：書類審査

(2) 第二次選考：面談（書類審査の上、書類通過者に別途時間・場所を連絡します）

(3) 選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、委託先を決定します。

①本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性

②本事業で求められる専門知識・人脈の有無

③過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）

④対日投資アドバイザー業務に関する独自提案に対する評価

⑤情報提供、フォローアップ対応への機動力

⑥本事業の趣旨に沿った形で、日本語及び韓国語による業務が可能であること

※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。また、提出書類は返却できません。

10. 応募期間：2017年4月12日（水）～4月26日（水）正午12：00まで到着

11. 契約形態・業務委託期間

(1) 契約形態：ジェトロと採択者との間で業務委託契約書を締結

(2) 業務委託期間：2017年5月2日（火）～2018年3月23日（金）

（※ただし、2017年3月の報告書は2017年3月15日（水）まで提出すること。）

12. 個人情報の取り扱い：この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用します。

13. 留意事項

(1) 受託者は、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。

(2) 受託者は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。ただし、事前に書面によりジェトロの承認を得た場合に限り、一部の再委託が可能です。

(3) 受託者は、ジェトロの定める業務報告書などをジェトロの求めに応じて提出していただきます。なお、当該業務報告書及び作成資料の知的所有権ならびに事業成果はジェトロに帰属します。

14. 応募先・お問い合わせ

ジェトロソウル事務所・対日投資・事業チーム 姜 珍淑課長、文 炯逸 代理

E-mail：kos@jetro.go.jp

電話番号：02-739-8657

住 所 : ソウル特別市 鐘路区 清溪川路 41 永豊ビル 3 階
서울특별시 종로구 청계천로 41 영풍빌딩 3 층

以上

対日投資アドバイザー委託業務（韓国）
仕様書（案）

1. 対日投資アドバイザー委託業務の内容

- (1) 関心企業への情報提供および候補案件のリストアップ（月 5 件以上）。
- 日本へ子会社、支店、駐在員事務所、研究開発拠点、製造工場等の設立を計画している以下の条件を満たした韓国企業に対し、無償にて対日投資進出のための基本情報、許認可手続き、税務諸制度（税制、会計、労働 VISA）等について情報提供を行う。あわせて、②～④の JETRO 支援メニューを紹介。
 - 以下の条件を満たした韓国企業が支援対象となる <Check 項目-A>
 - (ア) 韓国企業法人であり、個人事業主または個人出資でないこと
 - (イ) 韓国において企業実態があること（設立 1 年以上、企業 website が存在していること）
 - (ウ) 倫理・公序良俗に反するビジネスを行っていないこと
 - (エ) JETRO が支援することに対し、日本国民に懐疑されないこと
 - (オ) ビジネスの内容が日本国に影響を与えない
- (2) 新規案件の発掘およびジェットロサービス申請書の提出

Bronze 案件

(1) の基本情報提供以上の JETRO サービスを希望する韓国企業を発掘する（以下、「Bronze 案件」という）。また、その支援を行うためには JETRO 本部の認定手続きが必要なことから、所定のフォーマットに沿った「JETRO 認定案件の登録申請書」（以下、「案件登録申請書」という）をソウル事務所に提出する。

- 以下の条件をクリアした韓国企業が案件登録対象 <Check 項目 B>
 - (ア) 具体的な対日投資計画の存在
 - (イ) 社内における対日投資ビジネス責任者の承認
 - (ウ) ビジネスマナーに問題がないこと
 - (エ) 日本拠点に外国企業が出資すること
 - (オ) 総代理店がない、もしくは総代理店の同意を得ていること
 - (カ) 韓国の拠点を閉鎖しない
 - (キ) 企業の担当者が企業の役職員であること
 - (ク) 企業責任者から「Application For JETRO Service」にサインしてもらう
- JETRO の追加支援メニュー
 - (ア) 日本での拠点設立に関する留意事項、スケジュール等のパッケージ提案
 - (イ) 税務・社会保険・労務・登記・査証・法務に関する専門家によるコンサルテーション

- (ウ) 弁護士・人材派遣会社・不動産会社・金融機関・物流業者等の紹介、面会アレンジ
- (エ) 特定業種の市場動向等に関する情報提供・コンサルテーション
- (オ) IBSC (Invest Japan Business Support Center) 施設利用
- (カ) PR 支援 (記事作成、メディア紹介)

Silver 案件

- 有力企業 (上場企業、もしくは業界トップクラスのビジネス、技術、認知度を有する企業) であって、以下の条件のいずれかを満たす対日投資計画を有している韓国企業 (以下「Silver 案件」という) の発掘及び案件登録申請書の提出。

- (ア) 環境・健康 (医薬・医療機器・高齢者介護・美容)、観光の 3 分野
- (イ) 雇用効果が高い案件 (20 名以上、注)
- (ウ) 大型投資が見込める案件 (資本金 3,000 万円以上、注)

(注) 現時点で明確な数値基準なし。JETRO 本部にて総合的に審査し Silver 案件と認定。

- JETRO の追加支援メニュー

- (ア) 個別情報収集・提供／マーケティングレポートの作成
- (イ) 日本での拠点設立に関する留意事項、スケジュール等のパッケージ提案
- (ウ) ビジネスパートナー候補企業探し／面談アレンジ／通訳手配
- (エ) 日本にて開催される展示会への参加支援
- (オ) 個別企業の日本への受入サポート (旅費、滞在費は負担しないが、会社、工場設置候補地等への同行、日本滞在中のスケジュールアレンジサポートなど)

Gold 案件

- 日本にて研究開発拠点の設立を計画している企業 (以下、「Gold 案件」という) の発掘及び案件登録申請書の提出

- JETRO の追加支援メニュー

- (ア) 個別情報収集・提供／マーケティングレポートの作成
- (イ) 日本での拠点設立に関する留意事項、スケジュール等のパッケージ提案
- (ウ) ビジネスパートナー候補企業探し／面談アレンジ／通訳手配
- (エ) 日本にて開催される展示会への参加支援
- (オ) 個別企業の日本への受入サポート (旅費、滞在費は負担しないが、会社、工場設置候補地への同行、日本滞在中のスケジュールアレンジサポートなど)

(3) フォローアップおよび成功認定までの支援

- JETRO ソウル事務所が指定した韓国企業へのフォローアップ (対日投資セミナー参加企業及び既存ジェットロ登録案件企業等)

- フォローアップとは、原則企業訪問を行い、対日投資計画のその後の進捗状況をヒアリングし必要に応じてアドバイスを行うもの。場合によっては電話対応も可能。

2. その他：

(1) 業務報告および報告書提出

：月1回来訪して業務報告および対日投資に係る意見交換を行う。

：一定様式の業務報告書を翌月10日までに提出する。

(ただし、2017年3月分は、3月15日(水)を締め切りとする)

(2) 業務出張：業務委託担当国内の業務出張の可能性はある。(旅費はジェトロが負担)。

(3) 業務委託担当国・地域：韓国(必要に応じて日本国)

(4) 使用言語：仕様書1.にて定めた業務は全て、日本語で行う。

(5) 名刺の使用：本件業務従事者は「日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所・対日投資アドバイザー」の名刺を使用することができる。ただし、本件業務遂行上必要がある場合のほか、この名刺を使用してはならない。また、本件業務終了後、ただちに名刺をジェトロに返還すること。

(6) その他

乙は甲を代理とし契約を締結するなどの、如何なる法律的行為を行う権限を有していない。

以上